

国際モータースポーツ競技規則付則S項

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)行動指針

- 1.1 本新型コロナウイルス感染症行動指針(COVID-19規定)は、FIAが国際モータースポーツ競技規則の第1条1項および第19条2項に基づいて権限を行使する際に採用されたものである。パート1は2020年6月19日から適用されており、FIAが廃止するまで有効となる。パート2は2020年9月1日から適用されており、FIAが廃止するまで有効となる。以下で定義されていない定義された用語(イタリック体のテキストで示される)は、国際モータースポーツ競技規則で定義された意味を持つ。
- 1.2 本COVID-19規定が採用された背景は次のとおりである:
- 1.2.1 2020年のモーターレースシーズンは、COVID-19パンデミックの結果、その開始が遅れた。
- 1.2.2 FIA選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、シリーズのチームやその他の利害関係者の間で、COVID-19ウイルスの感染リスクが許容範囲に軽減されることを条件として、それぞれの競技をできるだけ早く開始したいという要望があった。
- 1.2.3 FIAは公衆衛生当局によって発行されたガイダンスを参照し、独立した外部専門家のアドバイスを受けて、以下をまとめた:
- (a) FIAフォーミュラワン世界選手権の競技を含むイベント(パート1 イベント)の開催中に発生する可能性があるCOVID-19ウイルスの伝染のリスクを軽減するために、本COVID-19規定のパート1に規定されているプロトコル; および
- (b) FIAフォーミュラワン世界選手権の競技を含まないが、別のFIA世界選手権の1つまたは複数の競技を含むイベント(パート2 イベント)について、パート2に規定されている同じ目的のためのプロトコル。
- ガイダンスノート(1): 本COVID-19規定のパート1に規定されているプロトコルの適用は、パート1イベントで開催されるフォーミュラ2およびフォーミュラ3、F1アカデミー、Wシリーズ、およびポルシェスーパーカップの大会にも義務付けられる。シリーズ/選手権に独自のパドックがある限り、パート1イベントで開催されるその他のサポートシリーズ/選手権競技は、パート2に記載されているプロトコルに準拠しなければならない。
- ガイダンスノート(2): パート2に規定されているプロトコルの適用は、FIA世界選手権の競技を含まないが、別のFIA選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、およびシリーズの1つまたは複数の競技を含むイベントに推奨される。
- 1.3 FIAは、本COVID-19規定の見直しを継続し、有効性を維持するために随時修正する場合がある。特に明記しない限り、そのような修正は、FIAのウェブサイトに掲載され次第、有効になる。
- 1.4 常に第1.5条を条件とし:

- 1.4.1 本COVID-19規定の第1条、第2条、第3条、および第4条は、パート1イベントとパート2イベントの両方に適用される。それらの条項における対象イベントへの言及は、パート1イベントとパート2イベントの両方を含む(別段の記載がない限り)。
- 1.4.2 本COVID-19規定のパート1(第5条)は、パート1イベントにのみ適用される。
- 1.4.3 本COVID-19規定のパート2(第6条)は、パート2イベントにのみ適用される。
- 1.5 COVID-19パンデミックの理解は日々急速に進化しており、パンデミックに関連し管轄区域ごとに当局が課す要件や与えるアドバイスが異なり、それらの要件および/またはアドバイスが間際になって変更される可能性があるため、世界モーター スポーツ評議会は、パート1イベントのCOVID-19デリゲートに、本COVID-19規定のパート1に規定されているプロトコルを修正する権限を委任した(それらに追加するか、それらから削除するか、またはその他の方法でそれらを異なるものにする)。修正は、COVID-19デリゲートがパート1イベントから別のパート1イベントへ、またはパート1イベント中であっても必要と判断した場合行う。COVID-19デリゲートは、COVID-19デリゲートの通知書でそのような修正をすべての利害関係者に周知し、各利害関係者は、COVID-19デリゲートの通知書を参加者に配布する責任を負う。パート2イベントのCOVID-19デリゲートは、本COVID-19規定のパート2に規定されているプロトコルを修正することはできない。
- 1.6 COVID-19デリゲートは、本COVID-19規定の運用と実施において利害関係者と参加者を指導するために、COVID-19デリゲートの通知書に運用ガイダンスを含めることができる。このようなガイダンスは、一般的に適用される場合もあれば、特定の対象イベントに固有のものである場合もある。

第2条定義と解釈

- 2.1 以下の用語の意味は次のとおりである:

検査提供者とは、研究所が運営されている国の国家保健当局によって認定された検査提供者を意味する。

医師団長とは、競技によって生み出されるすべての活動に関連する医療サービスの組織に責任を負う医師を意味する。

濃厚接触は、対象イベントの開催国によって適用される定義に従って定義される。

COVID-19デリゲートとは、対象イベントでの本COVID-19規定の運用を監督する責任者としてFIAIによって指定された個人を意味する。パート2イベントでは、COVID-19デリゲートはFIAメディカルデリゲート、または(イベントにメディカルデリゲートがない場合)医師団長となる。

COVID-19デリゲートの通知書とは、COVID-19デリゲートによって随時発行されるその名前の文書を意味し、一般的な適用または特定の対象イベントに固有であるかを問わず、本COVID-19規定の修正(パート1 イベントの場合のみ)および運用上の注意事項またはガイダンスを含むものである。

COVID-19エキスパートグループとは、本COVID-19規定に定められた目的のために世界モータースポーツ評議会によって構成されたその名前のグループを意味し、その構成およびその他の手続き上の要件に関するすべての事項は世界モータースポーツ評議会によって随時決定される。

COVID-19の症状とは、発熱、咳、息切れ、疲労、頭痛、鼻水（鼻炎）、のどの痛み（咽頭炎）、味覚や嗅覚の喪失、皮膚の発疹、および/または手足の変色（および/または世界保健機関が随時指定するその他の症状¹⁾）。

参加に適しているとは、問題の参加者に対象イベントに参加すべきでないCOVID-19の危険因子がなく、またCOVID-19の症状が出ていないことを意味する。より具体的には、参加者が対象イベントに参加するのに適しているという利害関係者による確認とは、次のことを意味する：

- 1) プロファイル1の参加者とプロファイル2の参加者の両方の場合、利害関係者は、(参加者が行った宣言、または参加者が記入した健康診断書およびリスクプロファイリングのアンケート、および/またはその他の手段を検討することによって) 参加者に、国および世界保健機関のガイドラインからの該当するすべてのリスク要因を考慮し、問題の対象イベントに参加するべきではない基礎疾患やCOVID-19に固有のその他の関連するリスク要因(自分自身または他の人にリスクをもたらすかどうかにかかわらず)がないことを結論付けた。

グループとは、特定の利害関係者と提携しているプロファイル1参加者(「ピレリグループ」または「プロモーターグループ」など)、または利害関係者の下請け業者またはサプライヤーのために働いているが、対象イベント中にその利害関係者のプロファイル1参加者のみとやり取りするプロファイル1参加者を意味する。

ガイドランスノート：会場での陽性検査によって引き起こされる潜在的な混乱を制限するために、利害関係者は、提携するプロファイル1参加者のできる限り最小のカテゴリーを個別のサブグループ(たとえば、「ピットクルーグループ」、「パワーユニットグループ」など)として指定し、これらのサブグループのグループ間の相互作用に関して、本COVID-19規定で概説されている関連する緩和策を適用することが勧められる。

高密度エリアとは、人の密度が高いと予想されるエリアを意味する。パート1イベントごとに、地理的および時間的に定義される。

感染者とは、COVID-19感染が確認された個人を意味する。

隔離とは、COVID-19の他人への感染を防ぐために、感染者を専用エリアに閉じ込めることを意味する。

メディカルデリゲートとは、FIAIによって任命され、適用規則を遵守していることをチェックすることを含み、競技の会場でのメディカルサービスを監督するためにその肩書を持つ人物を意味する。

医療用フェイスマスクとは、欧州規格EN 14683:2019+AC:2019に準拠したフェイスマスクを意味する。

PCR検査とは、COVID-19抗原の存在に関するポリメラーゼ連鎖反応検査(検査提供者が指定できる身体サンプルを使用する)、またはCOVID-19デリゲートが指定する場合のあるその他の検査を意味する。

PPEとは、フェイス マスク、**医療用フェイス マスク**、眼鏡、ゴーグル、手袋などの個人用保護具 (personal protection equipment)を意味する。

検疫とは、**感染者の可能性**がある人を会場内の適切な場所に隔離して、監視を可能にし、診断が下されるまで他の参加者との**濃厚接触**を防ぐことを意味する。

抗原迅速検査とは、COVID-19抗原の有無を直接検出するポイントオブケア(臨床現場即時)検査に適した迅速な診断検査を意味する。**抗原迅速検査**は、**検査提供者**が実施することも、**参加者**が自己実施することもできる。

会場とは、**リザーブエリア**、**高密度エリア**、**低密度エリア**、および当該**対象イベント**が興行される現場のその他の部分で、認定された人物のみがアクセスできる場所を意味する。

第3条 申請

- 3.1 本COVID-19規定は、**対象イベント**に関与する次の各当事者 (それぞれ、**利害関係者**)に適用される：
 - 3.1.1 *FIA*。
 - 3.1.2 当該**対象イベント**が行われる国のASN。
 - 3.1.3 当該**対象イベント**の**主催者**(ASNでない場合)。
 - 3.1.4 当該**対象イベント**の**プロモーター**。
 - 3.1.5 当該**対象イベント**における**競技**のそれぞれの商権所有者。
 - 3.1.6 当該**対象イベント**の**競技**に参加した各チーム (**競技参加者**)。
 - 3.1.7 当該**対象イベント**の**競技**を報道する放送局およびその他のメディア組織。
 - 3.1.8 上記のすべての当事者、または当該**対象イベント**での**競技**のすべての**競技参加者**に、製品またはサービスを提供するサプライヤー(または請負業者および下請け業者)。(ただし、上記の関係者のすべてではないが1者または一部へ提供する、または当該**対象イベント**での**競技**の**競技参加者**のすべてではないが1者または一部に供給するサプライヤー(または他の請負業者または下請業者)は、利害関係者ではない。代わりに彼らのため**対象イベント**に参加する個人は、彼らが提供している**利害関係者**の**参加者**と見なされる。)
- 3.2 **対象イベント**へのアクセスの条件として、**利害関係者**は、本COVID-19規定を遵守し、**対象イベント**に彼らに代わり参加する個人が本COVID-19規定を遵守することを保証することが求められる。遵守しない場合、**対象イベント**から除外される場合がある。
- 3.3 本COVID-19規定は、**利害関係者**の役員、従業員、スタッフ、請負業者、代理人、代表者、コンサルタント、およびボランティアを含む(ただしこれらに限定されない)**利害関係者**に代わって、**対象イベント**に参加する各個人にも適用され、(**競技参加者**に関しては)ドライバ

一、チーム主導者、スポーツディレクター、テクニカルディレクター、チームマネージャー、レースエンジニア、および他のすべてのチーム要員を含む（FIAに登録済みかどうか、およびFIAの競技関係者(Participants)の定義に該当するかどうかにかかわらず）（それぞれ、参加者）に適用される。

- 3.4 対象イベントへのアクセスを許可される条件として、利害関係者は、各参加者が本COVID-19規定に拘束され、FIAが満足する形で常に本COVID-19規定を遵守することに同意したことを書面で確認しなければならない。個人が本COVID-19規定を遵守することに同意することを強制されることはなく、同意しなかったとしてもFIAによって制裁を受けることはない。ただし、本COVID-19規定を遵守することに同意しない個人は、対象イベントへのアクセスを許可されず、参加することはできない。
- 3.5 会場内の人の密度の高い作業エリア（パドック、レース管理棟、ピットレーンなど）（高密度エリア）に入る必要がある参加者は、本COVID-19規定ではプロフィール1参加者と呼ばれる。参加者またはプロフィール1参加者に言及する以下に規定されているすべてのプロトコルは、完全にプロフィール1参加者に適用される。
- 3.6 会場の低人口密度の作業エリア（低密度エリア）に入る必要がある参加者は、本COVID-19規定ではプロフィール2参加者と呼ばれる。プロフィール1参加者のみに言及している以下のプロトコルは、プロフィール2参加者には適用されないが、参加者に関係するすべてのプロトコルは適用される。プロフィール2参加者は、高密度エリアへの立ち入りを許可されない。会場は、プロフィール1参加者とプロフィール2参加者が会場で接触しないように構成される。

ガイダンスノート: これらのカテゴリーに該当せず、したがって本COVID-19規定の適用範囲外にあるのは、(1)観客（当該対象イベントの主催者の責任である）および(2)指定されたエリアで商品を配達したり、集荷したりするために短期間だけ低密度エリアに入る配達ドライバーである。

- 3.7 本COVID-19規定を遵守することに同意はしたが、その後検査への同意を撤回するか、COVID-19規定のその他の要件を遵守しない個人は、対象イベントから除外されるか、または（COVID-19デリゲートの裁量にて）高密度エリアから除外されるが、対象イベントにおいて低密度エリアに留まることが許可される。
- 3.8 COVID-19規定とその他の要件との相互作用:
- 3.8.1 本COVID-19規定には、以下の適用を危うくする意図はない:
- 3.8.1.1 FIA定款、国際モータースポーツ競技規則とその付則、競技、技術、および当該競技に固有の、またはその他の方法で適用されるその他の規則を含む（ただしこれらに限定されない）対象イベントを統括する規則および規定（適用規則）; または
- 3.8.1.2 COVID-19に関連する法律および規制を含む、対象イベントに適用される国境を越えた、国および地域の法律および規制（適用法）。

- 3.8.2 適用規則および適用法は、本COVID-19規定よりも優先される。特に、すべてのピットレーンとサーキットトラックの規律と安全対策、および適用規則または適用法のその他すべての安全要件(合わせて**安全要件**)は、本COVID-19規定の要件よりも優先される。
- 3.8.3 利害関係者および参加者が、本COVID-19規定に準拠するため安全要件を実行する方法を変更できるのは、安全要件の有効性を損なうことなく当該変更ができる場合のみとする。その結果、安全要件と競合するために本COVID-19規定の要件を満たさないことは、本COVID-19規定の不遵守として扱われないものとする。疑義が生じる場合、利害関係者はCOVID-19デリゲートに相談すること。

第4条 プロセス

- 4.1 本COVID-19規定の要件に対する重大な違反は、遅滞なくCOVID-19デリゲートに報告しなければならない。
- 4.2 参加者が感染者である、または感染者の可能性があるという評価に基づいて、対象イベントのすべてまたは一部から当該参加者を退場させる、および/または当該参加者のアクセスを拒否するというCOVID-19デリゲートの決定は最終的なものであり、いかなる理由であってもいかなる種のものでも異議を申し立てることはできない。
- 4.3 本COVID-19規定で規定されているプロトコルは、COVID-19ウイルスの伝染のリスクを軽減するように設計されているが、各利害関係者および各参加者は、そのリスクを完全に排除することはできないことを認識する。各参加者は、対象イベントへの参加の結果として、COVID-19に関連する病気または致死のリスクを負い、(国際モータースポーツ競技規則の第1条1項3に従い)FIAおよびその取締役、役員、従業員、代理人、および競技役員が、FIAの意図的な違法行為または重大な過失の結果、病気または致死が発生したことが証明されない限り、そのような病気または死亡に関して責任を負わないことに(本人のために、また、財産、相続人、承継人、譲受人のために)同意するものとする。参加者は、前文に矛盾する請求を提起しないものとし、各利害関係者は、参加者が前文に矛盾する請求を提出しないことに同意し、そのように手配するものとする。
- 4.4 FIAと別段の合意がない限り:
- 4.4.1 本COVID-19規定、および本COVID-19規定に起因または関連する請求または論争は、フランス法に排他的に統治され、別の法域の法律の適用を義務付けることができる抵触法の原則に関係なく、フランス法に従って解釈されるものとする。
- 4.4.2 本COVID-19規定に起因または関連するすべての請求または論争は、(1)最終的に、国際モータースポーツ競技規則およびFIA懲罰規定および裁判規定に基づいて解決される、または(2) (当該請求または論争が FIA懲罰規定および裁判規定の範囲外である場合)は、パリ司法裁判所によってのみ決定されるものとする。
- 4.4.3 COVID-19デリゲートが、参加者が感染者である、または感染者の可能性があるというリスクのためではなく、参加者にCOVID-19規定の故意または深刻な違反または繰り返しの違反があったことで対象イベントから退場させられ、それ以上のアクセスを拒否されるべきであると判断する場合、COVID-19デリゲートは競技会審査委員会に報告を提出す

るものとし、競技会審査委員会は国際モータースポーツ競技規則の第11条9項に従って手続きを進めるものとする。

- 4.4.4 COVID-19デリゲートが、利害関係者にCOVID-19規定の故意または深刻な違反または繰り返しの違反があったと判断する場合、COVID-19デリゲートは競技会審査委員会に報告を提出するものとし、競技会審査委員会は国際モータースポーツ競技規則の第11条9項に従って手続きを進めるものとする。

本COVID-19規定パート1

第5条 パート1 イベントのプロトコル

第5A条 常に適用可能なプロトコル

- 5.1 利害関係者は、彼らの代わりに会場に出席する人物のみが、競技および/または当該パート1イベントを安全かつ成功裏に開催するために会場への出席が不可欠であることを確実とするために、その運営を見直し、修正するものとする。
- 5.2 利害関係者は、参加者に本COVID-19規定とその修正のコピーを提供し、参加者が本COVID-19規定の要件(随時修正される)について十分に知らされていること、およびCOVID-19規定の要件への参加者の遵守を確実にするものとする。
- 5.3 利害関係者は、自身およびその参加者が本COVID-19規定を効果的かつ遅滞なく遵守できるように、4時間ごとに交換できるように十分な量のフェイスマスク(医療用フェイス マスクを含む)を、プロフィール1参加者が会場にいる間、および会場の出入りの移動中に使用するための、その他 PPE同様に調達および供給することを含む(ただし、これに限定されない)、十分な資源を投入すること。
- 5.4 各パート1イベント(同じ会場で開催される2つの連続したパート1イベントの2つ目を含む)の前に、各利害関係者は、COVID-19デリゲートの指示に従って、COVID-19デリゲートおよび他の人に以下を提供しなければならない:
- 各利害関係者の全体的なグループ(その大きなグループ内の小さなグループではない)のメンバーで、本 COVID-19規定を遵守しているかどうかを監視し、重大な違反の事例をCOVID-19 デリゲートに報告する責任を負う当該利害関係者の1名の参加者の氏名。
- 5.5 各パート1イベントの前に、参加者がパート1イベントに参加に適している状態ではないことを意味する状況が発生した場合(たとえば、COVID-19ウイルスの検査で陽性である、またはCOVID-19症状が出始めている、またはCOVID-19症状の出ている人と濃厚接触がある場合)、参加者は自分が参加に適していると宣言してはならない。
- 5.6 パート1イベント中、各参加者は、パート1イベントの参加に適している状態ではないことを意味する状況が発生した場合(たとえば、COVID-19ウイルスの検査で陽性である、またはCOVID-19症状が出始めている、またはCOVID-19症状の出ている人と濃厚接触がある場合)、利害関係者または利害関係者が指定した医療専門家に直ちに報告しなければならない。その後、当該参加者は、利害関係者およびCOVID-19デリゲートの指示に従わなければならない。

- 5.7 利害関係者は、パート1イベント中に、そのグループのいずれかの参加者が、パート1イベントの参加に適している状態にないこと、または適している状態にない可能性のあることを示す状況(第5.6条に従って作成されたレポートなど)が発生していないか継続的に監視し、発生があった場合はCOVID-19デリゲートに直ちに報告しなければならない。その後、利害関係者は、COVID-19デリゲートの要求に応じて、当該参加者をパート1イベントから除外することを含め、COVID-19デリゲートと協力して状況に対処しなければならない。第

5B条 各パート1イベントの前に適用されるプロトコル

- 5.8 利害関係者には、参加者が同じグループのメンバーとのみ会場の国に移動するよう手配することが勧められる。利害関係者は、移動期間中に適切な緩和策を遵守する手段を参加者に提供するものとする(例: 社会的距離の確保、手洗い衛生、アルコールベース手指消毒の使用、PPEの使用)。

ガイダンスノート: ある利害関係者のスタッフのメンバーであるが、パート1イベント中に別の利害関係者のグループでのみ働くように割り当てられている参加者は、そのグループまたは自分の利害関係者のグループと共に会場の国に移動することができる。

- 5.9 個人は、有効な認定を保持していても、次の場合を除き、会場への入場を認められない:
- 5.9.1 利害関係者が参加に適していることを確認した(プロフィール1参加者のみ)。
- 5.9.2 国や地方自治体、またはパート1イベントの主催者が実施する検査(体温検査など)に合格する。および
- 5.9.3 対象イベントが開催される国の公衆衛生当局によって発行されたガイダンスに従って、医療用フェイスマスクを着用する。

ガイダンスノート: COVID-19デリゲート通知書のセクション2は、地域のガイドラインと本COVID-19規定に従って起草され、医療用フェイスマスクの着用が義務付けられている場所を定義する。

第5C条 パート1イベント中に適用されるプロトコル

- 5.10 プロファイル1参加者が、パート1イベント中または同一会場連続する週に開催されるパート1イベント間(例: ホテル)に会場外で過ごす時間は、同じグループの他のメンバーと過ごし、そのグループ以外の人との交流を最小限にとどめることが推奨される。
- 5.11 会場外では、参加者は、対象イベントが開催される国の公衆衛生当局が発行するガイダンスに従って、利害関係者が指定する適切な緩和策(例: 手洗い衛生、アルコールベース手指消毒、PPE使用)を守るものとする。利害関係者は、当該緩和措置を遵守するために参加者が必要とする PPE およびその他の資源を提供するものとする。
- 5.12 すべての参加者は、対象イベントが開催される国の公衆衛生当局によって発行されたガイダンスに従って、会場で導入された緩和手順に従わなければならない。
- 5.13 各プロフィール1参加者は:

- 5.13.1 他のグループのメンバーとのやり取りを最小限に抑えることが勧められる。
- 5.13.2 対象イベントが開催される国の公衆衛生当局によって発行されたガイダンスに従って、医療用フェイスマスクを着用しなければならない。
- 5.13.3 別のグループのメンバー専用の施設またはサービス(ダイニング エリア、トイレ設備など)の使用は、必要最小限に抑えることが勧められる。および
- 5.13.4 そのグループに属していない人も利用できる施設やサービスの利用を最小限に抑えるよう勧められる。
- 5.14 対象イベントが開催される国の公衆衛生当局から要求された場合、各プロフィール 1 参加者は、そのグループのメンバーではないすべての参加者から常時少なくとも 2 メートルの距離を保たなければならない(社会的距離の確保)。これに対する唯一の例外は、そのような社会的距離の確保が安全、適用規則または適用法への準拠、または競技参加者が当該競技に参加する能力を危険にさらす場合である。そのような場合のみ、当該参加者は社会的距離の確保は必要ないが、医療用フェイスマスク(および/または COVID-19 デリゲートの指示に従うその他のPPE)を着用しなければならず(目、鼻および口を覆うバラクラバとフルフェイスのヘルメットに取って代わられた場合を除く)、他のグループの参加者からできるだけ距離を保ちながら、当該作業をできるだけ早く完了しなければならない。
- 5.14.1 選手権のすべての競技参加者に共有される製品またはサービス(タイヤ、テレメトリー、車載カメラなど)のサプライヤーである利害関係者は、そのグループ内に、パドック内で他の多くのグループの参加者とやり取りしなければならない参加者を有する。そのようなやり取りに関して第5.15項の要件を遵守することに加えて、そのような利害関係者は、その製品またはサービスを使用するすべての参加者が尊重しなければならないさらなる緩和策(さまざまなグループとのやり取りのための特定の時間間隔を設けるなど)を指定することができる。当該対象イベントの前に、これらの措置をすべてのユーザーに通知し、COVID-19 デリゲートにコピーを送らなければならない。
- 5.14.2 複数のパドックですべての競技参加者に共有の製品またはサービスを提供している利害関係者は、パドックごとに個別のグループを持たなければならない。
- 5.15 使用済みの医療用フェイスマスクおよびその他のPPEはすべて、主催者が提供する密閉式廃棄物容器に廃棄しなければならない。対象イベントが開催される国の公衆衛生当局が医療用フェイスマスクおよびその他のPPEを要求する場合、主催者は、関連する現地のガイダンスおよび規制に従って、この廃棄物を処分するための規定を作成しなければならない。
- 5.16 各プロフィール1参加者は、会場に到着してから24時間以内に、検査提供者が実施するPCR検査または迅速抗原検査を受けることが勧められる(一次検査)。
- 5.17 会場の外にいる間にCOVID-19症状が出始めた参加者は、その利害関係者の指示に従って、最寄りの医療施設に直ちに報告しなければならない。

- 5.18 会場にいる間にCOVID-19症状が出始めた参加者は、直ちに高密度エリアを離れ、検査提供者が実施するPCR検査を受けなければならない(二次検査)。感染が確認された場合、該当する現地の法律で定義されているすべての追加検査および検疫要件に従わなければならない。感染者である人物と濃厚接触したことが(手動の接触者追跡によって)確認された参加者は、適用される現地の法律で定義された検査および検疫要件に従わなければならない。

第5D条 パート1 イベント後に適用されるプロトコル

- 5.19 利害関係者は、参加者がパート1イベントの後、同じグループのメンバーのみと一緒に開催国から離れるよう手配することが推奨される。利害関係者は、移動期間中に適切な緩和策を遵守する手段を参加者に提供すること(例:社会的距離の確保、手洗い衛生、アルコールベース手指消毒の使用、PPEの使用)。

ガイダンスノート: ある利害関係者のスタッフのメンバーであるが、パート1イベント中に別の利害関係者のグループでのみ働くように割り当てられた参加者は、パート1イベントの後に、同じグループまたは最初の利害関係者グループのメンバーと共に開催国を離れることができる。

本COVID-19規定のパート2

第6条 パート2イベントのプロトコル

第6A条 常に適用可能なプロトコル

- 6.1 パート2イベントの各主催者は、すべての適用規則、適用法、および公衆衛生当局の要件に準拠する効果的なリスク軽減計画を確立し、実施するものとする。さらに、リスク軽減計画は、世界保健機関のガイダンスにも従うこと。この計画には、体温チェック、定期的かつ効果的な手洗い(利用可能な場合はアルコールベースの手指消毒剤を使用)、および高密度エリア内での社会的距離の確保を促進するための一方通行の歩行者システムおよび/またはフロアマーキングの遵守が(これに限定されることなく)組み込まれている場合がある(COVID-19緩和計画)。主催者は、パート2イベントCOVID-19計画をCOVID-19デリゲートおよびすべての利害関係者がデジタル形式および/またはハードコピー形式で利用できるようにする。
- 6.2 利害関係者は、彼らの代わりに会場に出席する人物のみが、当該競技および/または対象イベントの安全かつ成功した興行に不可欠な人物であることを確実とするために、その運営を見直し、修正するものとする。
- 6.3 利害関係者は、その参加者にCOVID-19緩和計画と本COVID-19規定(およびその修正)のコピーを提供し、その参加者がCOVID-19緩和計画と本COVID-19規定(随時修正)を十分に伝えられていることを確実とし、その参加者が本COVID-19規定の要件を遵守していることを確認するものとする。

- 6.4 利害関係者は、自分自身とその参加者が本COVID-19規定を効果的かつ遅滞なく遵守できるように十分な資源を投入するものとし、これには、参加者用の医療用フェイスマスクが含まれる、これに限定されない。
- 6.5 各パート2イベントの前に(または同じ会場で開催される複数のパート2イベントの開始前に)、各利害関係者は次の文書と情報を主催者に提供しなければならない、主催者はそれらを6年間保管し、要求に応じFIAIに提供しなければならない:
- 6.5.1 利害関係者がその代わりにパート2イベントに参加することを希望するすべての参加者の最新リスト。
- 6.5.2 記載された各参加者がパート2イベントに参加するのに適していることの確認。
- 6.5.3 記載されている各参加者が、本COVID-19規定に拘束され、常に遵守することに同意したことの確認、および
- 6.5.4 利害関係者の参加者による本COVID-19規定の順守を監視し、COVID-19デリゲートの連絡先となり、重要な違反の事例をCOVID-19デリゲートに報告する責任を負う利害関係者の参加者1名の名前。
- 6.6 各パート2イベントの前に、参加者がパート2イベントに参加するのに適している状態にないことを意味する状況が発生した場合(例えば、COVID-19 ウイルスの検査で陽性である、またはCOVID-19症状が出始めている、またはCOVID-19症状の出ている人と濃厚接触がある場合)、参加者は自分が参加に適していると宣言してはならない。
- 6.7 パート2イベント中、各参加者は、パート2イベントに参加するのに適している状態にないことを意味する状況が発生した場合(たとえば、COVID-19ウイルスの検査で陽性である、または、COVID-19の症状が出始めている、またはCOVID-19症状の出ている人と濃厚接触がある場合)、利害関係者または利害関係者が指定した医療専門家に直ちに報告しなければならない。その後、当該参加者は、利害関係者およびCOVID-19デリゲートの指示に従い、適用される現地の法律で定義された検査および検疫要件に従わなければならない。
- 6.8 各利害関係者は、パート2イベント中にその参加者のいずれかがパート2イベントの参加に適している状態にない、または参加に適している状態にない可能性があることを示す状況(第6.7項に従って作成されたレポートなど)が発生していないか継続的に監視し、発生した場合は、COVID-19デリゲートに直ちに報告しなければならない。その後、利害関係者は、COVID-19デリゲートの要求に応じて、当該参加者をパート2イベントから除外することを含め、COVID-19デリゲートと協力して状況に対処しなければならない。

第6B条 各パート 2 イベントに先立って適用されるプロトコル

- 6.9 各利害関係者は、参加者が同じグループのメンバーとのみ会場の国に移動するよう手配することが推奨される。利害関係者は、移動期間中に適切な緩和策を遵守する手段を参加者に提供するものとする(例: 社会的距離の確保、手洗い衛生、アルコールベース手指消毒の使用)。

6.10 以下の場合を除き、個人が有効な認定を保持していても、会場への入場は認められない:

- 6.10.1 利害関係者が、参加するのに適していることを確認した。および
- 6.10.2 国や地方自治体、またはパート2イベントの主催者が実施する検査(体温検査など)に合格する。

第6C条 パート2イベント中に適用されるプロトコル

6.11 各参加者は:

- 6.11.1 他のグループのメンバーとのやり取りを最小限に抑えることが勧められる;
- 6.11.2 対象イベントが開催される国の公衆衛生当局によって発行されたガイダンスに従って、医療用フェイスマスクを着用しなければならない;および
- 6.11.3 別のグループのメンバーも利用できる施設またはサービスの使用を最小限に抑えるよう勧められる。

6.12 対象イベントが開催される国の公衆衛生当局から要求された場合、各参加者は、自分のグループのメンバーではないすべての参加者に対して常に社会的距離の確保を守らなければならない。これに対する唯一の例外は、そのような社会的距離の確保が安全、適用規則または適用法への準拠、または競技参加者が当該競技に参加する能力を危険にさらす場合のみである。そのような場合のみ、当該参加者は社会的距離の確保は必要ないが、医療用フェイスマスク(および/またはCOVID-19デリゲートの指示に従ってその他のPPE)を着用しなければならず(目、鼻および口を覆うバラクラバとフルフェイスのヘルメットのヘルメットに取って代わられた場合を除く)、他のグループの参加者からできるだけ距離を保ちながら、当該作業をできるだけ早く完了しなければならない。

6.13 会場の外にいる間にCOVID-19の症状が出始めた参加者は、利害関係者の指示に従って、最寄りの医療施設に直ちに報告しなければならない。

6.14 会場にいる間にCOVID-19の症状が出始めた参加者、または感染者、もしくは感染者の可能性のある人物と濃厚接触したことが特定された参加者は、直ちに検疫に報告し、そこに勤務する地元の医療機関の担当者の指示に従わなければならない。

第6D条 パート2イベント後に適用されるプロトコル

6.15 利害関係者は、参加者がパート2イベントの後、そのグループのメンバーのみと一緒に開催国から移動するよう手配することが推奨される。利害関係者は、移動期間中に適切な緩和策を遵守する手段を参加者に提供するものとする(例:社会的距離の確保、手洗い衛生、アルコールベース手指消毒の使用)。